

利用契約書兼同意書

介護老人保健施設つかまの里指定通所リハビリテーション (指定介護予防通所リハビリテーション)

(契約書の目的)

第1条 介護老人保健施設つかまの里（以下「当施設」という。）は、要介護状態（指定介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約書の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約書の適用期間は、利用者が介護老人保健施設指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）利用契約書兼同意書を当施設に提出したのち効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、本契約書の他、重要事項説明書、個人情報の利用目的の改定が行われな限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を利用できるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約書に基づく指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約書に基づく指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本契約書に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合
- ⑦ 利用者が死亡した場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本契約書に基づく指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

2 当施設は利用者の転倒・転落を未然に防ぐためにアセスメントを行う等の対策を講じておりますが、転倒・転落事故等がどうしても防げない場合もあります。事故が起きてしまった際には連絡をさせて頂き、経過を報告し防止策を検討致します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報は個人情報の利用目的のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(災害対策)

第11条 地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、利用者及び扶養者の安否確認をお互いにすることが利用者及び扶養者の精神的安定を保つために重要です。又施設利用時の利用者引き取りについて、予め連絡方法を定めておくことが重要となります。

なお、災害発生時に行政機関より利用者の情報及び扶養者の連絡先等の提供を求められた時は、必要な情報のみ提供することとなります。

- ① 災害発生時の連絡先は、「緊急時又は事故発生時の対応」と同じ連絡先を登録します。
- ② 安否確認として、利用者又は扶養者の避難場所、避難時の連絡場所を確認するため、必ず「扶養者から連絡」を入れていただくこととします。
- ③ 利用者の引き取りをされる時は、「利用者引き継ぎカード」に記入していただきます。
- ④ 災害時電話が繋がりにくい時は、施設と扶養者と連絡をとるため、ア、「災害用伝言ダイヤル171」を活用

「171」ダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行う	
メッセージを録音	171→1→扶養者宅の電話番号（市外局番から）
メッセージを再生	171→2→扶養者宅の電話番号（市外局番から）

イ、ケータイ「災害用伝言板」を活用

震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合に開設される、携帯電話の「ケータイ災害用伝言板」を併せて活用してください。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、各市町村担当課及び長野県国民健康保険団体連合会にも苦情受付窓口があります。

- ・介護老人保健施設 つかまの里 支援相談員 電話0263-29-1210
- ・松本市高齢福祉課 電話0263-34-3213
- ・各市町村担当課
- ・長野県国民健康保険団体連合会 電話026-238-1580

(賠償責任)

第 13 条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、極度額を 20 万円とし、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

以上、この契約の証として契約書を 2 通作成し、利用者、扶養者、事業者が署名押印の上、利用者又は扶養者と事業者が 1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

印

扶 養 者 利用者との関係

住 所

氏 名

印

事 業 者 住 所
名 称

代表者

松本市筑摩 3 丁目 1 5 番 3 1 号
社会福祉法人国際保健支援会
介護老人保健施設つかまの里
理事長 横 内 定 明 印

【本契約書第 5 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

【本契約書第 9 条 2 項緊急時、第 10 条 3 項事故発生時及び第 11 条災害対策の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	
・携帯番号	
・勤務先名	
・勤務先 電話番号	

※【本契約書第 9 条 2 項緊急時、第 10 条 3 項事故発生時及び第 11 条災害対策の連絡先】につ
きましては、連絡者、住所、電話番号等変更になりましたら必ずお申し出ください。
非常時の際の連絡及び安否確認等に支障をきたします。

重要事項説明書

介護老人保健施設つかまの里 指定通所リハビリテーション
(指定介護予防通所リハビリテーション) (令和7年3月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 つかまの里
- ・開設年月日 平成16年1月15日
- ・所在地 長野県松本市筑摩3丁目15番31号
- ・電話番号 0263-29-1210
- ・FAX番号 0263-29-1211
- ・管理者名 社会福祉法人国際保健支援会 理事長 横内定明
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2050280060号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他の必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）や指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 つかまの里の運営方針]

- ・当施設では施設サービス計画に基づくサービスを提供することで自立的生活支援を図るとともに、地域や家庭との結びつきを保つよう心がけます。また、市町村等行政機関、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス提供事業者及び保険・医療・福祉サービス提供者との連携に努めます。
- ・施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ・施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。また、虐待を受けた利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告します。
- ・当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・施設は、施設内及び介護サービスの現場を含めてハラスメント行為を防止、抑制するために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。また、利用者やその家族が職員に対する迷惑行為の一切を禁じます。

(3) 施設の職員体制

職 種	員 数	業務内容
・管理者	1 (常勤・医師が兼務)	職員の管理、業務の管理
・医 師	1 以上 (老健医師が兼務)	ご利用者の治療、検査等の医療行為
・看護職員	5 以上	医師の指示に基づく看護業務
・介護職員		利用者の自立支援と日常生活における介護業務
・支援相談員 (兼務)	1 以上	利用者に対する各種支援及び相談
・理学療法士	2 以上	利用者へのリハビリテーション
・作業療法士		
・言語聴覚士		

(4) 利用定員

- ・定員 50 名

2. サービス内容

介護老人保健施設つかまの里の通所リハビリテーションは、年齢が 40 歳以上の要支援 1 ～ 2 及び要介護 1 ～ 5 の方で、検討会議にて利用可と判定された方を受入れます。

- ① 指定通所リハビリテーション (指定介護予防通所リハビリテーション) 計画の立案
介護支援専門員を中心に、利用者の有する能力、おかれている環境等を多職種で評価し、利用者、ご家族の希望を考慮し協議のうえ作成します。また、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者の通所リハビリテーション計画は、その医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握したうえで作成します。
- ② 食事 昼食 12 時 00 分～12 時 45 分
- ③ 入浴
一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。また、感染症の流行、拡大等により職員の確保が困難な場合は、入浴及び清拭を実施できないことがあります。
- ④ 送迎
当施設から半径 3 km 圏内にお住いの利用者に対して、利用者宅から当施設まで職員が送迎を行っています。利用者宅が当施設から 3 km 以上離れている。もしくは、利用者宅の近隣の道路状況 (道幅が狭い) 等によっては、送迎サービスが困難な場合があります。また、送迎車両の到着予定時間等を事前にお知らせしますが、その日の天候や道路状況等によって、到着時間が 20 分前後異なることがあります。安全第一で運行させていただきますので、あらかじめご了解ください。
- ⑤ 医学的管理・看護
医師の指示の基に実施いたします。
- ⑥ 介護
利用者の自立支援と充実した日常生活を送るための支援及び介護を行います。
- ⑦ リハビリテーション
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を中心に、利用者の心身機能の維持・回復に向けたリハビリテーションを多職種で実施いたします。
- ⑧ 相談援助サービス
支援相談員が窓口になり、種々のご相談に応じます。
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
管理栄養士による栄養管理等を実施いたします。
- ⑨ その他
 - ・ * 当施設は医療・介護・福祉の仕事を志す実習生を受け入れております。契約を交わした機関から実習生のみを受入れており、実習指導者として職員を配備しておりますのでご了承ください。また、何か不備がございましたら支援相談員へお申し出ください。

3. 利用料金

指定通所リハビリテーション

基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。
介護給付費負担金は個人負担の1割を示します。以下は1日にかかる単位です。）

計画時間	1～2 時間	2～3 時間	3～4 時間	4～5 時間	5～6 時間	6～7 時間	7～8 時間
要介護 1	357	372	470	525	584	675	714
要介護 2	388	427	547	611	692	802	847
要介護 3	415	482	623	696	800	926	983
要介護 4	445	536	719	805	929	1077	1140
要介護 5	475	591	816	912	1053	1224	1300

また、以下の加算がかかる場合があります。

リハマネジメント加算 2 1	593／月	開始月から 6 月以内（理学療法士、作業療法士から説明する場合）かつ科学的介護・LIFE を活用します
リハマネジメント加算 2 2	273／月	開始月から 6 月超（理学療法士、作業療法士から説明する場合）かつ科学的介護・LIFE を活用します
短期集中個別リハ加算	110／回	退院（所）日、又は要介護認定日から 1 月超 3 月以内
サービス提供体制強化加算 I	22／日	介護福祉士を 70%以上配置しています
リハビリテーション提供体制加算	12／回	3 時間以上 4 時間未満
	16／回	4 時間以上 5 時間未満
	20／回	5 時間以上 6 時間未満
	24／回	6 時間以上 7 時間未満
	28／回	7 時間以上
入浴介助加算（Ⅰ）	40／回	
入浴介助加算（Ⅱ）	60／回	居宅を訪問して入浴計画を作成する方
重度療養管理加算	100／日	要介護 3、4、5 で療養管理が必要な方
送迎減算	－47／回	
中重度者ケア体制加算	20／回	要介護 3、4、5 が全体の 30%以上
退院時共同指導加算	600／回	退院時 1 回を限度
科学的介護推進体制加算	40／月	
中山間地域等提供加算		1 月につき 所定単位数の 5 %
処遇改善加算 I		（合計単位×8.6%）／月

※松本市が地域区分 7 級地のため、合計単位数に 10.17 円を乗じた額の介護保険負担割合分を請求させていただきます。

指定介護予防通所リハビリテーション

(1) 基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。介護給付費負担金は個人負担の1割を示します。以下は1月にかかる単位です。）

要支援 1	2268	要支援 2	4228
-------	------	-------	------

また、以下の加算がかかる場合があります。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（要支援 1）	88／月	介護福祉士を 70%以上配置しています
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（要支援 2）	176／月	介護福祉士を 70%以上配置しています
リハサービスの質の評価（要支援 1）	-120／月	利用開始月から 12 か月超 施設が要件を満たさない時
リハサービスの質の評価（要支援 2）	-240／月	利用開始月から 12 か月超 施設が要件を満たさない時
退院時共同指導加算	600／回	退院時 1 回を限度
科学的介護推進体制加算	40／月	
中山間地域等提供加算		1 月につき 所定単位数の 5 %
処遇改善加算 I		（合計単位×8.6%）／月

※松本市が地域区分 7 級地のため、合計単位に 10.17 円を乗じた額の介護保険負担割合分を請求させていただきます。

(2) 食費

750 円／日 午前：お茶、昼食 午後：飲み物・おやつ

(3) 送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、施設から半径 3 km 圏内を基本とします。（遠距離の場合は要相談）

(4) その他の利用料

教養娯楽費	100 円／日	レクリエーション、創作活動等材料費
日用品費	100 円／日	ティッシュペーパー、シャンプー、石鹸等日用品
おむつ代	実費	使用したおむつによる
キャンセル料	750 円／日	前日または当日の朝 8 時 30 分までに連絡なくお休みされた場合食事代を頂きます

※基本料金の減免制度について

下記のご利用者様については、基本料金が減免される制度があります。詳しくは職員にお尋ねください。

- ①生活保護を受けているご利用者
- ②市町村民非課税世帯のご利用者

(5) 支払い方法

- ・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 25 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、振込、金融機関口座自動引き落としの 3 方法があります。当施設利用契約時にお選びください。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・契約に際し、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。また、介護保険証の更新時には再度確認させていただきます。
- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・飲酒・喫煙
原則的にご遠慮頂いていますが、職員の指示に従ってください。
- ・火気の取扱い
職員の指示に従ってください。
- ・所持品・備品等の持ち込み
多数の方が生活をともにしている場ですので、所持品のすべてに記名をお願い致します。詳細は職員の指示に従ってください。
- ・金銭・貴重品の管理
原則的に施設ではお預かりしておりません。紛失も考えられますので貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
- ・営利活動・宗教活動・政治活動
他のご利用者、ご家族に迷惑となる活動はご遠慮ください。
- ・ペットの持ち込み

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 南天診療所
 - ・住 所 松本市筑摩 3-15-31

 - ・名 称 相澤病院
 - ・住 所 松本市本庄 2-5-1

 - ・名 称 藤森病院
 - ・住 所 松本市中央 2-9-8

 - ・名 称 丸の内病院
 - ・住 所 松本市渚 1-7-45
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 大山歯科医院
 - ・住 所 松本市筑摩 3-2-6

 - ・名 称 増田歯科医院
 - ・住 所 松本市沢村 2-5-1

6. 防災対策

- ・防災設備 スプリンクラー、屋内消火栓 10 ヶ所、消火器 16 ヶ所に配置しています。
- ・防災訓練 年 2 回（内 1 回は夜間想定）実施しますのでご協力ください。
- ・防火管理 防火管理者（不在の場合は代行者）が日々異常の有無を確認しています。

7. 要望及び苦情等の相談窓口

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。受付時間は月曜日～金曜日の8時30分～17時00分です。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

*提供するサービスに関する相談窓口

電話番号	0263-29-1210
苦情・相談担当者	百瀬 夕佳（介護主任）

*利用者の相談・苦情窓口

電話番号	0263-29-1210
苦情・相談担当者	百瀬 夕佳（介護主任）

*苦情解決責任者

電話番号	0263-29-1210
担当者	千野 啓子（施設長補佐）

8. 利用者の皆様へのお約束

- ・利用者の皆様は、個人として、いかなる状況にあっても人格的に尊重されます。
- ・利用者の皆様は、個々に応じたケア・環境・食事などを受けることができます。
- ・利用者の皆様は、生活並びに療養について正しい情報を受けることができます。
- ・利用者の皆様は、生活並びに療養をしていく上でプライバシーが尊重されます。
- ・利用者の皆様は、その人種・信条・性別・社会的身分等によって差別されることなく平等な生活並びに療養をすることができます。

※もし、残念ながらこれらのお約束に反する職員がおりましたら遠慮なくお申し出ください。

9. 利用者の皆様へのお願い

- ・ご利用上の支援は、全職員誠心誠意対応しますが、それを超えたご要望に関しては対応致しかねることがあります。
- ・職員は法人の財産です。職員に対して思いやりをもって礼儀正しく接してください。
- ・施設には多数の利用者の方々がおります。安心して生活、療養ができる環境づくりにご協力ください。
- ・職員に対して、以下に記載する迷惑行為を禁じます。また、施設での暴力行為・暴言など目に余る行動をされた方については、サービスの提供をお断りすることがあります。

【施設職員に対して利用者および家族等に禁止する迷惑行為】

- （1）職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- （2）職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- （3）職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してあります。必要な方はご請求ください。

重要事項説明同意書

介護老人保健施設つかまの里指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、重要事項説明書を受領し、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<扶養者> 利用者との関係

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設つかまの里
管理者 横内 定明 殿

個人情報の利用目的

(平成 23 年 1 月 1 日現在)

介護老人保健施設つかまの里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －ご利用等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〔災害発生時行政機関への情報提供に係る利用目的〕

- ・行政機関の依頼により
 - －利用者、扶養者に係る情報及び安否等の情報提供

個人情報の利用目的同意書

介護老人保健施設つかまの里指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、個人情報の利用目的を受領し、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<扶養者> 利用者との関係

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設つかまの里
管理者 横内 定明 殿